

令和6年第2回(2月)

上越市選挙管理委員会定例会

1 日 時 令和6年2月7日(水)午後2時

2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 2401会議室

3 付議事項

議案第3号 選挙人名簿の抹消について

議案第4号 上越市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について

議案第5号 上越市議会議員一般選挙における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について

議案第6号 上越市議会議員一般選挙における点字投票用紙の様式等について

議案第7号 上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

議案第8号 上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の使用日の指定について

議案第9号 上越市議会議員の選挙におけるポスターの検印又は証紙の取扱いについて

議案第10号 上越市議会議員一般選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

議案第11号 上越市議会議員一般選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車表示板等の印の指定について

議案第12号 上越市議会議員一般選挙における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時指定について

議案第13号 上越市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時指定について

議案第14号 上越市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

議案第15号 上越市議会議員一般選挙における選挙運動従事者等の実費弁償及び報酬の額について

議案第16号 上越市議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の受付等について

議案第17号 上越市議会議員一般選挙における開票の事務と選挙会の事務の合同について

- 議案第 18 号 上越市議会議員一般選挙における開票の事務及び選挙会の事務を行う場所及び日時について
- 議案第 19 号 上越市議会議員一般選挙における開票及び選挙会の参観人の数について
- 議案第 20 号 上越市議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について
- 議案第 21 号 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所を設ける場所について
- 議案第 22 号 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更について
- 議案第 23 号 上越市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を設ける場所について
- 議案第 24 号 上越市議会議員一般選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について

4 協議事項

- 協議 1 上越市議会議員一般選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について
- 協議 2 上越市議会議員一般選挙における開票計画について
- 協議 3 上越市地域協議会委員選任投票に係る基本的事項及び執行方針について
- 協議 4 不在者投票の請求手続きに係る電子申請の取扱いについて

5 報告事項

- 報告 1 上越市議会議員一般選挙における外部立会人の候補者の選定等について
- 報告 2 令和 5 年度第 2 回書記会議の開催について
- 報告 3 上越市明るい選挙推進協議会役員会の結果について
- 報告 4 第 29 回新潟県内市選挙管理委員会連合会事務局長会議の結果について
- 報告 5 専決処分した内容について

6 その他

- (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和 5 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞 「さあ行こう ぼくらが未来を 変える番」 上杉小学校 6 年 松井 輝芽 さん
--

議案第3号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり同条第1号の死亡者及び同条第2号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和6年2月1日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和6年1月1日 から 令和6年1月31日 までの間の	死亡者数 A	168	151	319
	転出者数 B	118	101	219
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		286	252	538

[参考]

令和6年1月1日現在の 選挙人名簿登録者数 E	76,069	79,558	155,627
差引登録者数 (E-D) F	75,783	79,306	155,089

議案第4号 上越市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

1 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和6年3月30日(土)から令和6年4月21日(日)まで

(3月1日告示予定)

議案第5号 上越市議会議員一般選挙における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙における投票用紙(点字投票用紙を除く)、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒を次の様式により調製し、白色の用紙又は封筒に紺色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき上越市選挙管理委員会の印は、紺色のインクで刷り込むものと定める。

1 投票用紙などの様式 別紙1のとおり

(4月14日告示予定)

議案第6号 上越市議会議員一般選挙における点字投票用紙の様式等について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、クリーム色の用紙に紺色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき上越市選挙管理委員会の印は、紺色のインクで刷り込むものと定める。

1 点字投票用紙の様式 別紙2のとおり

(4月14日告示予定)

議案第 7 号 上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 4 及び上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条の規定によるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

- 1 ポスター掲示場の設置場所
別紙 3 のとおり (524 か所)

(設置完了後直ちに告示予定)

議案第 8 号 上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の使用日の指定について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 10 項の規定により準用する同法同条第 5 項の規定により、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

- 1 ポスターを掲示することができる日
令和 6 年 4 月 14 日（日）

(3 月 1 日告示予定)

議案第 9 号 上越市議会議員の選挙におけるポスターの検印又は証紙の取扱いについて

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 4 及び上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 23 年条例第 47 号）第 1 条の規定によるポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターについて、上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 7 条の 2 に規定する上越市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の行う検印、又は委員会から交付を受けた証紙を貼付してあるものとして取り扱うこととする。

なお、候補者に交付する証紙の枚数は、原則として676枚（法定数1,200枚－ポスター掲示場設置箇所数524か所）とし、公営ポスター掲示場へのポスター未掲示分がある候補者で証紙の追加交付を希望する場合は、未掲示分の箇所数の範囲内で交付する。

（4月14日告示予定）

議案第10号 上越市議会議員一般選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙において使用する郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式については、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）で定めるそれぞれの様式に準じて調製するものとする。

（4月14日告示予定）

議案第11号 上越市議会議員一般選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車表示板等の印の指定について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第5項及び第143条第1項並びに上越市公職選挙法等執行規程（平成4年上越市選挙管理委員会規程第1号）第4条第1項、第13条及び第14条に規定する上越市選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき上越市選挙管理委員会の印は、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第23条において準用する上越市公印規則（昭和47年規則第49号）第9条第1項の規定により刷り込むものと定める。

（4月14日告示予定）

議案第 12 号 上越市議会議員一般選挙における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により、投票所、期日前投票所及び不在者投票の事務を取り扱う場所における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室
日 時 令和 6 年 4 月 14 日（日） 午後 5 時 30 分

（4 月 14 日告示予定）

※くじは、立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 13 号 上越市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 172 条の 2 及び上越市議会議員及び上越市長の選挙公報発行に関する条例（昭和 54 年条例第 40 号）第 4 条第 2 項の規定に基づく選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室
日 時 令和 6 年 4 月 14 日（日） 午後 5 時 30 分

（4 月 14 日告示予定）

※くじは、立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 14 号 上越市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条及び同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 127 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりとする。

1 上越市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

$(501 \text{ 円} \times A) \div 32$ （議員定数） $+ 220 \text{ 万円} \rightarrow 100 \text{ 円未満切り上げ}$

※ A … 告示日の選挙人名簿登録者総数

（4 月 14 日告示予定）

議案第 15 号 上越市議会議員一般選挙における選挙運動従事者等の実費弁償及び報酬の額について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 129 条第 1 項から第 4 項までの規定により、令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙において、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら自動車上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に支給することができる実費弁償及び報酬の額、並びに選挙運動のために使用する労務者に支給することができる実費弁償及び報酬の額を次のとおり定める。

1 選挙運動に従事する者一人に対し、支給することができる実費弁償の額

ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

イ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

ウ 宿泊料（食事料二食分を含む） 一夜につき 12,000 円

エ 弁当料 一食につき 1,000 円、一日につき 3,000 円

オ 茶菓料 一日につき 500 円

2 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら自動車上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

ア 選挙運動のために使用する事務員 一日につき 10,000 円以内

イ 専ら自動車上における選挙運動をする者 一日につき 15,000 円以内

ウ 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき 15,000 円以内

エ 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき 15,000 円以内

- 3 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃及び車賃 上記1のア・イに掲げる額
 - イ 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき10,000円

- 4 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円以内
 - イ 超過勤務手当 一日につき基本日額の5割以内

(4月14日告示予定)

議案第16号 上越市議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の受付等について

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書を次のとおり受け付け、あわせて同法第192条第1項の規定に基づき、同収支報告書の要旨の公表を告示により行うこととする。

- 1 第1回報告書の受付
 - 選挙の期日から15日以内
 - ※提出日までの一切の寄附及びその他の収入並びに支出を記載した選挙運動に関する収支報告書の受付

- 2 第2回目以降の受付
 - 第1回報告書提出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出について、当該の寄附及び収入並びに支出がなされた日から7日以内
 - ※随時受付

(告示はいずれも受付後速やかに行う)

議案第 17 号 上越市議会議員一般選挙における開票の事務と選挙会の事務の合同について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における開票事務は、選挙会場において選挙会の事務にあわせて行うことを定める。

(4 月 14 日告示予定)

議案第 18 号 上越市議会議員一般選挙における開票の事務及び選挙会の事務を行う場所及び日時について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項、第 78 条及び第 79 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における開票の事務及び選挙会の事務を行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 開票及び選挙会の事務を行う場所及び日時

場 所 上越市下門前 446 番地 2
リージョンプラザ上越 インドアスタジアム
日 時 令和 6 年 4 月 21 日（日）午後 9 時

(4 月 14 日告示予定)

議案第 19 号 上越市議会議員一般選挙における開票及び選挙会の参観人の数について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における開票及び選挙会の参観人の数を、参観人の安全及び秩序保持のため次のとおり定める。

1 開票及び選挙会の参観人の数

先着順 250 人以内

(4 月 14 日告示予定)

議案第 20 号 上越市議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

- 1 不在者投票の事務を取り扱う場所
別紙 4 のとおり

(4 月 13 日告示予定)

議案第 21 号 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所を設ける場所について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 39 条の規定による期日前投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 期日前投票所を設ける場所
別紙 5 のとおり

(4 月 14 日告示予定)

議案第 22 号 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 39 条及び第 40 条第 1 項の規定による期日前投票所の開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所を次のとおり定める。

- 1 開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所
別紙 6 のとおり

(4 月 14 日告示予定)

議案第 23 号 上越市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を設ける場所について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 各投票区の投票所を設ける場所
別紙 7 のとおり

(4 月 14 日告示予定)

議案第 24 号 上越市議会議員一般選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定による投票所の閉鎖時刻を変更する投票所を次のとおり定める。

- 1 閉じる時刻を繰り上げる投票所
別紙 8 のとおり

(4 月 14 日告示予定)

協議 1 上越市議会議員一般選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙の各種事務を正確かつ公正に行うため、期日前投票・不在者投票・当日投票にかかる事務要領を別紙 9 のとおり取りまとめ関係事務を進めてよいか協議する。

協議 2 上越市議会議員一般選挙における開票計画について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における開票について、次のとおり計画し関係事務を進めてよいか協議する。

- 1 開票日程（計画）
 - 開票開始 午後 9 時 （前回 午後 9 時）
 - 開票終了 午後 11 時 45 分（〃 午後 11 時 45 分）
- 2 会場配置
 - 別紙 10 のとおり
- 3 報道発表等に関する基本的事項
 - 別紙 11 のとおり
- 4 その他
 - 開票計画等の詳細は、次回以降の会議で協議

協議 3 上越市地域協議会委員選任投票に係る基本的事項及び執行方針について

上越市議会議員一般選挙と同日執行が見込まれている上越市地域協議会委員選任投票の執行に当たり、市長から示された基本的事項及び執行方針(別紙 12 のとおり)に基づき対応してよいか協議する。

※ 選任投票が行われる場合は、3 月 21 日（木）に市長から改めて選任投票の管理及び執行に関する事務の委任がされる。

協議4 不在者投票の請求手続きに係る電子申請の取扱いについて

行政手続きに関する利便性向上を図るため、令和5年10月1日から上越市電子申請システムの運用が開始されたことを受け、令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙から「不在者投票の請求手続き」について電子申請（別紙13のとおり）による利用を可能としてよいか協議する。

報告1 上越市議会議員一般選挙における外部立会人の候補者の選定等について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第10項の規定に基づき、指定病院等の施設における不在者投票をより公正に行うため、施設等からの求めに応じて選挙管理委員会が任命する外部立会人について、次のとおり事務を進めていることを報告する。

1 候補者選定

選挙啓発活動に取り組む「上越市明るい選挙推進協議会」の会員（選挙管理委員を除く）から適任者を選定する。

2 外部立会人の任命・派遣

施設等からの求めがあった場合に外部立会人を任命し、立会いを依頼する。

※いずれの候補者も都合がつかない場合は、選挙管理委員会書記を派遣。

報告2 令和5年度第2回書記会議の開催について

標記会議を次のとおり開催予定であることを報告する。

- | | |
|-------|---|
| 1 日 時 | 令和6年2月8日（木）午後2時から |
| 2 会 場 | 上越市役所 木田第2庁舎4階 2401会議室 |
| 3 出席者 | 13区総合事務所次長、併任書記及び事務局職員 |
| 4 内 容 | ・4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙について
・令和6年度各種事業について など |

報告3 上越市明るい選挙推進協議会役員会の結果について

標記会議が開催されたので、その結果を次のとおり報告する。

- 1 日 時 令和6年1月26日（金）午後1時30分から
- 2 会 場 上越市役所木田第2庁舎 4階 2401会議室
- 3 出席者 明推協役員：山田会長、笹川副会長、新保理事
事務局職員：横田事務局長、町田主任
- 4 内 容
 - ・令和5年度活動報告について（案）
 - ・令和5年度決算について（案）
 - ・令和6年度活動計画（案）について … 別紙14のとおり
 - ・令和6年度予算（案）について
 - ・市議選における啓発活動について など

報告4 第29回新潟県内市選挙管理委員会連合会事務局長会議の結果について

今年度の新潟県内市選挙管理委員会連合会事務局長会議が次のとおり開催されたことを報告する。（令和6年能登半島地震災害対策にあたるため、当市は欠席とした。）

- 1 日 時 令和6年1月24日（水）午後2時から午後5時15分まで
- 2 会 場 まちなかキャンパス長岡 3階 301会議室
- 3 内 容 議題審議
 - ・各市提出議題について講演「最近の選挙情勢等について（新潟県選挙管理委員会）」

報告5 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号）第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件名
1	令和6年1月10日	投票区の変更等について
2	令和6年1月31日	令和6年第2回（2月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について